八代港青酸くん蒸等にかかる陸送費用助成金交付要項

(事業の目的)

第1条 この事業は、青果物等の輸入にあたり、植物防疫検査に不合格となった場合の陸送費用を八代港ポートセールス協議会が予算の範囲内で助成することにより、八代港における新たな荷主の発掘を図り、もって八代港の背後圏における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業(個人経営者を含む。以下同じ。) が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社との契約により、当 該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上 の荷主を助成対象とする。
 - (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
 - (2) 当該年度、八代港の外貿コンテナ定期船を利用して輸入したが、植物防疫検査に不合格となり、青酸くん蒸等を行なったもの。

(助成金の額等)

第3条 1件当たりの助成金の額は15万円を上限とし、港湾運送事業者からの見積書等に 記載された額以下とする。

また、1企業当たり年度内で30万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする荷主(以下「請求者」という。)は、検査不合格となった日から原則14日以内に八代港青酸くん蒸等にかかる陸送費用助成請求書(別記第1号様式)を別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

ただし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、交付しないものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の請求書を受理したときはその日から14日以内に請求内容を審査し、 要件を満たしている場合は助成金の交付を決定し、すみやかに当該請求者へ助成金を交付し、不交付の場合は、八代港青酸くん蒸等にかかる陸送費用助成金不交付決定通知書 (別記第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 会長は、虚偽の申請又は不正の手段により補助金を受領した者は、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

附 則 この要項は、平成15年 9月 4日から適用する。

この要項は、平成16年 4月 1日から適用する。

この要項は、平成17年 4月 1日から適用する。

この要項は、平成18年 4月 1日から適用する。

この要項は、平成31年 4月 1日から適用する。